

IT'S 実施要領の改正概要

(IT'Sの目的)

県土木部が発注する公共事業において発注者と受注者が新技術等を導入しやすい環境づくりを目指す。(IT'SはNETISを補完するツール)

① 期間

現行の5年から、NETISの登録終了までに変更する

→NETISの評価情報を参考とするため、NETISと期間をそろえる。

※移行措置：現在登録中の技術は5年かNETIS登録終了か長い方とする
IT'S掲載終了技術もNETIS掲載中ならば再申請を認める

② 申請受付方法

郵送受付（電子メール不可）としていたが、電子メールでの申請受付へ変更する

なお、補足資料等（パンフレット等）が電子メールに添付できない場合は、併せて郵送を受け付ける

③ 登録技術の区分

現行の積極活用技術（登録時に県内施工あり）を廃止し、次の3つに区分する
登録は、これまでどおり、県内・県外とも受け付ける

NETISには無い情報を、IT'Sでタグ付け

→新技術の検索や比較採用する際の参考情報が増え、導入の手助けに

・「**県内産技術**」…開発拠点が県内（本店・研究所・工場OK、営業所のみはNG）

→相談しやすい、技術の実物の見聞が容易などの利点がある→積極活用

・「**推奨技術**」…NETISの推奨技術や、実績評価の高い技術等

→確実性の高い新技術であり、県でも積極的に採用したい技術→積極活用

・「**その他技術**」

→「県内産技術」、「推奨技術」に該当しないもの

(改正日)

令和7年10月1日から